会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成30年2月26日(月) 開会 午前 9時00分

閉会 午前11時26分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松本喜一 平池 紘士

大 出 三 夫 大阿久 岩 人 広 瀬 義 明

海老原 恵 子

欠席委員 渡 辺 照 明

傍聴者 大谷好一 青木一男 広瀬昌子

古 沢 ちい子 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

針 谷 正 夫 千 葉 正 弘 入 野 登志子

福富善明大武真一永田武志

中島克訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副主幹岩崎和隆主査藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総	合	政	策	課	長	寺		内	秀	行
蔵	0	街		課	長	中		田	芳	明
遊	水	地		課	長	荒		JII		明
地	域づ	くり	推	進 課	長	飯		島	正	則
大平地域づくり推進課長						茂		呂	浩	司
藤岡地域づくり推進課長						山		市		進
都貧	買地域	えづく	り扌	焦進 書	具長	佐		藤	真	治
西ラ	方地域	えづく	り扌	焦進 書	具長	田		П	幸	雄
岩爿	争地 域	えづく	り扌	推進 書	長	岩		﨑		充
総	ব	务	課	Į.	長	名		淵	正	己
職	ļ	1	課	Į.	長	永		島		勝
情	報シ	ス	テ .	ム課	長	塚		田		薫
危	機	管	理	課	長	糸		井	孝	王
管	Į	才	課	<u> </u>	長	萩		原	雄	_
財	Į.	文	課	<u> </u>	長	杉		山	知	也
市	民	税		課	長	海	老	沼	文	明
資	産	税		課	長	山	野	井	広	実
収	秳	兑	課	<u> </u>	長	野		中		守
会	į	Ħ	課	<u> </u>	長	出		井		均
選挙管理委員会事務局次長						田		嶋		豆
消	防	総	務	課	長	上		岡	健	司
数言	ß	方	課	Į	長	赤		城	_	仁
議	Ē	事	課	Į.	長	金		井	武	彦

平成30年第1回栃木市議会定例会総務常任委員会議事日程

平成30年2月26日 午前9時開議 全員協議会室 日程第1 議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算(所管関係部分)の説明聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長(針谷育造君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎諸報告

○委員長(針谷育造君) 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(針谷育造君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の委員会は、平成30年度の一般会計予算について、スムーズな審査を行うため、あらかじめ 予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日 開催予定の委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明

○委員長(針谷育造君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。 それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のままで結構でございます。

まず、歳出からお願いいたします。

杉山財政課長。

○財政課長(杉山知也君) おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。失礼して座って説明をさせていただきます。ただいまご上程いただきました議案第1号 平成30年度栃木市一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。平成30年度栃木市の一般会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643億1,000万円と定める。 第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による というものであります。 継続費は、第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」によるというものであります。

債務負担行為は、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」によるというものであります。

地方債は、第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の 目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第4表地方債」によるというものであります。

一時借入金は、第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は50億円と定めるというものであります。

歳出予算の流用は、第6条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるとしており、第1号において、各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としております。

3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算であります。3ページから5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。第1表につきましては、後ほど事項別明細書において説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。8ページの表は、第2表、継続費でありますが、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページの表は、第3表、債務負担行為でありますが、所管関係部分につきましてご説明いたします。1行目の広報とちぎ企画編集業務委託につきましては、4月20日ごろに発行する広報とちぎ5月号の編集業務が年度をまたがる委託となるため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、2行目から6行目の一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の借入金に対する損失補償(平成16年度から平成20年度分)につきましては、当該借り入れの弁済期日が延長されたことに伴い、期間の延長に対応するため、債務負担行為を設定するものであります。

次の例規システム使用につきましては、例規システムの使用に係る平成31年4月からの5年間の契約について、平成30年度中に入札事務等を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

1行飛びまして、固定資産税土地評価替業務委託につきましては、平成32年度までの継続事業として包括的に業務委託を行うため、債務負担行為を設定するものであります。

次の県議会議員選挙におけるポスター掲示場設置撤去委託及び次の県議会議員選挙における仮設期日前投票所賃借につきましては、平成31年4月29日任期満了に伴う当該選挙の準備として、業務委託及び賃借が年度をまたがるものとなるため、債務負担行為を設定するものであります。

11ページをごらんください。第4表、地方債であります。本表は、起債の目的、限度額、起債の

方法、利率及び償還の方法についてそれぞれの事業ごとに記載したものであり、1行目の健康福祉 施設整備事業から12ページの一番下の臨時財政対策債まで計24件について、起債の設定を行うもの であります。

この中で、まず限度額についてでありますが、それぞれ事業ごとに明記された金額を起債の限度額とするものであり、それらの合計を65億8,170万円とするものであります。

次に、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とするものであります。

次に、利率につきましては4.0%以内とし、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

次に、償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるというものであります。

なお、それぞれの起債の具体的な内容につきましては、事項別明細書において説明をさせていた だきます。

以上が議案部分についての説明であります。

引き続き歳入歳出予算の所管関係部分につきまして、事項別明細書に基づき、関係課長よりご説明いたします。

- ○委員長(針谷育造君) 金井議事課長。
- ○議事課長(金井武彦君) 続きまして、歳出の所管関係部分につきまして順次ご説明申し上げます。 予算書の126、127ページをお開きください。1款1項1目議会費につきまして、右側の説明欄に よりご説明申し上げます。まず、説明欄の1行目、職員人件費につきましては、議会事務局職員10人 分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、臨時職員1人分の健康保険、厚生年金保険料等の共済費であります。なお、職員人件費及び臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となります。

次の議員人件費につきましては、4月の改選前までは32人分の、改選後は30人分の議員報酬及び 議員期末手当であります。

次の議会運営費でありますが、まず臨時職員賃金につきましては、臨時職員1人分の賃金であります。

次の議員行政視察等旅費につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会等の先進地視察に要する旅費であります。

次のタブレット通信料につきましては、議会において使用しておりますタブレット端末の通信料 であります。

次の会議録筆耕翻訳料につきましては、本会議及び委員会等の会議録筆耕翻訳料であります。 次の〇A機器借上料につきましては、議会映像配信システム使用料103万7,000円が主なものであ ります。

次の政務活動費交付金につきましては、議員の調査研究等の活動に資するため、各会派等に交付するものであります。なお、4月の改選前までは32人分の、改選後は30人分の交付金を計上しております。

次の市議会議員共済会負担金につきましては、全国市議会議長会共済会に対しまして地方公共団体が負担するものでありまして、新年度の負担料は標準報酬月額の38.2%であります。

以上で1款議会費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 永島職員課長。
- ○職員課長(永島 勝君) 続きまして、130、131ページをお開き願います。2款1項1目の一般管 理費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の国内交流事業費につきましては、北海道滝川市市制60周年記念式典への参加のための旅費32万7,000円が主なものであります。

次の国際交流事業費につきましては、海外からの訪問団の成田への送迎に係る有料道路通行料 2 万4,000円が主なものであります。

次の国際交流協会補助金につきましては、栃木市国際交流協会の人件費や事務費等の運営経費に 対する補助金であります。

次の在住外国人支援事業交付金につきましては、在住外国人の支援業務を実施するため、栃木市 国際交流協会に対して交付する交付金であります。

次の中学生海外派遣事業費につきましては、中学2年生を対象にオーストラリアへの派遣を行う ための委託料が主なものであります。

次の秘書課一般経常事務費につきましては、秘書業務を円滑に行うための費用で、来客時の接待 補助や事務補助を行う臨時職員1人分の賃金、市長交際費、栃木市長会への負担金であります市長 会審議対象負担金及び全国市長会等負担金が主なものであります。

次の庁用事務費(大平)から4行下の庁用事務費(岩舟)までにつきましては、各総合支所の庁 用事務用品代及び庁用封筒印刷代が主なものであります。

次の宮の下簡易郵便局管理運営事業費につきましては、宮の下簡易郵便局の運営に携わる3名の 事務取扱員報酬が主なものであります。

次の総務課一般経常事務費につきましては、インターネットを介した行財政情報サービス利用料79万1,000円が主なものであります。

次の自治基本条例推進事業費につきましては、自治基本条例第44条の規定に基づく市民会議の運営に要する経費でありまして、市民会議の委員報酬が主なものであります。

次の非核平和事業費及び市民の歌活用事業費は、主要事務事業で説明しておりますので、省かせていただきます。

次の特別職人件費につきましては、市長及び副市長の給料、期末手当等の人件費であります。

次の職員人件費につきましては、総務管理費に関係する職員180人分の給料、各種手当等の人件 費であります。

以下、各科目に計上されております職員人件費につきましても同様の内容となりますので、改め ての説明を省略させていただきます。

次の職員福利厚生事業費につきましては、定期健康診断、各種がん検診等に係る職員健康診断委 託料及びメンタルヘルス対策のストレスチェックの委託料が主なものであります。

次の県市町村総合事務組合負担金(退職手当)につきましては、職員の退職手当の支払い事務を 共同で処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましては、一般管理費に係る臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、 厚生年金保険料等の共済費のほか、栃木県市町村総合事務組合で共同処理をしております非常勤職 員の公務災害補償等に係る負担金が主なものであります。

以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましては、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、改めての説明を省略させていただきます。

132、133ページをお開き願います。説明欄1行目の職員研修事業費につきましては、職員研修を共同で実施するために壬生町と設置しております栃木地区職員研修協議会への負担金のほか、民間の研修に職員を派遣いたします際の負担金が主なものであります。

次の職員課一般経常事務費につきましては、参与及び宇都宮西中核工業団地事務組合への派遣嘱託員の報酬、職員の育児休業、病気休暇、欠員補充のために雇用する臨時職員41人分の賃金、職員採用試験に係る適性検査委託料、人事評価システムなどのソフトウエア保守委託料、国土交通省からの派遣職員が使用しております栃木市公舎の不動産賃借料、人事評価及び人事給与電算システムに係る〇A機器借上料が主なものであります。

次の職員作業服貸与事業費につきましては、災害発生時や各種現場の確認、指導、作業等の際、 栃木市職員であることを明確にするため、建設、農林、防災等に係る職員に貸与する作業服の購入 費であります。

次の契約検査事務費につきましては、建設工事の検査に関する助言及び指導を行う検査官報酬が 主なものであります。

次の電子入札システム運営事業費につきましては、電子入札システムサービスに係るソフトウエ ア使用料及び業者登録や入札関連事務の執行に係る契約管理システムのリース料であります。

次の債権管理指導事業費につきましては、債権管理職員研修会の講師謝金15万円及び債権管理に 係るメールによる法律相談業務委託料32万4,000円が主なものであります。

次の庁用事務費(栃木)につきましては、本庁事務用消耗品費115万2,000円及び本庁封筒用の印

刷費97万7,000円であります。

以上で一般管理費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 名淵総務課長。
- ○総務課長(名淵正己君) 続きまして、2目の文書広報費についてご説明を申し上げます。

説明欄1行目の広報事業費につきましては、広報紙こん包等手数料、広報紙編さん業務委託料、 広報紙配送業務委託料及び広報とちぎこん包等業務委託料のほか、広報とちぎ印刷等に係る印刷製 本費1,383万3,000円が主なものであります。

次の広聴事業費につきましては、高校生夢トークファシリテーター謝金9万円が主なものであります。

次の放送番組制作委託費につきましては、栃木市情報番組等制作委託料であります。

次のホームページ管理委託事業費につきましては、ホームページ保守管理業務委託料79万1,000円が主なものであります。

次のマスコットキャラクター活用事業費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。 次のコミュニティFM委託費につきましては、135ページ、説明欄1行目のコミュニティーFM 番組制作委託料であります。

134、135ページをお開き願います。次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、 ふるさと納税235万円が主なものであります。

次のシティプロモーション課一般経常事務費につきましては、電子複写機借上料32万4,000円が 主なものであります。

2事業飛びまして、文書管理費(大平)から4事業下の文書管理費(岩舟)までにつきましては、 各総合支所における文書管理のための経費でありまして、平成29年度予算まで各総合支所とも文書 管理費、文書発送費、文書印刷費の3事業として計上していたものを文書管理費として集約したも のでございます。

まず、文書管理費(大平)につきましては、コピー用紙、インク等の文書印刷用消耗品費53万6,000円並びに印刷機、電子複写機等の機械借上料78万4,000円が主なものであります。

次の文書管理費(藤岡)につきましては、コピー用紙、インク等の文書印刷用消耗品費33万2,000円 並びに印刷機及び電子複写機の機械借上料83万8,000円が主なものであります。

次の文書管理費(都賀)につきましては、コピー用紙、インク等の文書印刷用消耗品費40万9,000円並びに印刷機及び電子複写機の機械借上料57万円が主なものであります。

次の文書管理費(西方)につきましては、コピー用紙代13万2,000円及び電子複写機の機械借上料22万7,000円が主なものであります。

次の文書管理費(岩舟)につきましては、コピー用紙、インク等の文書印刷用消耗品費36万9,000円 並びに印刷機及び電子複写機の機械借上料103万円が主なものであります。 次の法規管理費につきましては、平成29年度予算までコンプライアンス委員会事業費、情報センター法令集管理費、法規管理費、例規管理費の4事業として計上していたものを1事業に集約したものでございます。

内容につきましては、条例や規則等の例規データを更新するための電算処理委託料のほか、顧問 弁護士報酬36万円、情報センター用法令集の追録代259万1,000円、例規システムの使用料55万 8,000円が主なものであります。

次の文書管理費(栃木)につきましては、本庁における文書管理のための経費でありまして、平成29年度予算まで文書管理費、文書発送費、文書印刷費の3事業として計上していたものを総合支 所と同様に1事業に集約したものです。

内容につきましては、文書等発送業務及び印刷管理業務等のために雇用する臨時職員の賃金、文書発送のための後納郵便料、電子複写機8台等の機械借上料のほか、コピー用紙、インク等の文書印刷用消耗品費657万8,000円が主なものであります。

1事業飛びまして、コミュニティFM事業費につきましては、コミュニティFM放送設備等保守 点検業務委託料49万9,000円が主なものであります。

以上で文書広報費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 萩原管財課長。
- ○管財課長(萩原雄一君) 続きまして、3目財政管理費につきましてご説明申し上げます。

説明欄の1行目、財政課一般経常事務費につきましては、予算書及び予算概要版の印刷製本代 212万9,000円が主なものであります。

次の減債基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条に基づく決算剰余金の積立分及び当 基金の預金利子を積み立てるものであります。

続きまして、136、137ページをお開きください。4目会計管理費であります。説明欄1行目、会計課一般経常事務費につきましては、歳入歳出決算書に係る印刷製本費64万円及び収納代理金融機関への収納金取扱手数料66万8,000円が主なものであります。

次に、5目財産管理費であります。説明欄の1行目、土地開発基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の庁舎管理費(大平)につきましては、大平総合支所の施設管理委託料及び電話料や光熱水費が主なものであります。

次の自動車管理費(大平)につきましては、大平総合支所の供用車、市バスの燃料費及び車検点 検整備等の修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費(藤岡)につきましては、藤岡総合支所の施設管理委託料及び電話料や光熱水費が主なものであります。

次の自動車管理費(藤岡)につきましては、藤岡総合支所の供用車、市バスの燃料費及び車検点 検整備等の修繕料が主なものであります。

次の庁舎管理費(都賀)につきましては、都賀総合支所の施設管理委託料及び駐車場等の不動産 賃借料が主なものであります。

次の自動車管理費(都賀)につきましては、都賀総合支所の供用車、市バスの燃料費及び車検点 検整備等の修繕料が主なものであります。

次の金崎駐車場管理費につきましては、金崎有料駐車場の維持補修費が主なものであります。

次の庁舎管理費(西方)につきましては、臨時職員1名分の賃金、西方総合支所の施設管理委託 料及び電話料や光熱水費が主なものであります。

次の自動車管理費(西方)につきましては、西方総合支所の供用車、マイクロバスの燃料費及び 車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

次の財産管理事務費(岩舟)につきましては、市有地の除草等業務委託料が主なものであります。 次の庁舎管理費(岩舟)につきましては、岩舟総合支所の施設管理委託料及び電話料や光熱水費 が主なものであります。

次の自動車管理費(岩舟)につきましては、岩舟総合支所の供用車の燃料費及び車検点検整備等の修繕料が主なものであります。

1事業飛びまして、処分可能財産管理事業費につきましては、市有地の適正な管理を行うための 除草業務委託等の処分可能財産管理委託料及び公有財産台帳システムの電算処理委託料が主なもの であります。

続きまして、138、139ページをお開きください。説明欄の2行目、処分可能財産売払事業費につきましては、市有地の未利用地を一般競争入札等により売り払いするための測量、設計等委託料及び栃木駅前ボランティアルームの解体等工事費が主なものであります。

次の財産管理事務費(栃木)につきましては、庁舎等の市有物件446件に対する火災保険料が主なものであります。

次の庁舎管理費(栃木)につきましては、事務補助職員2名分の臨時職員賃金や本庁舎の電話料、また常駐の警備業務、設備環境の管理業務、受け付け業務、清掃業務等の施設管理委託料のほか、本庁舎及び入舟庁舎の敷地借り上げに対する不動産賃借料、本庁舎等の下水道使用料、本庁舎の整流基板の更新を行う本庁舎設備改修工事費、このほか電気、水道、都市ガスの光熱水費6,908万6,000円が主なものであります。

次の自動車管理費(栃木)につきましては、供用車の自賠責保険料及び供用車、専用車の自動車 損害共済保険料が主なものであります。

次の庁用自動車購入事業費につきましては、老朽化した車を更新するために供用車1台を購入する庁用自動車購入費が主なものであります。

次の庁舎建設基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の大澤基金積立金につきましては、当基金の預金利子や株式配当金、また東京都内の市有土地 17件分の貸付収入を積み立てるものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、固定資産税相当額を東京都に対して支払う国有資産等所在 市町村交付金が主なものであります。

次の土地総合調整基金積立金につきましては、当基金の預金利子及び市有土地の売払収入を積み 立てるものであります。

次の皆川地区振興基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の皆川地区市有山林管理費につきましては、森林国営保険料及び山林巡視業務委託料など、旧 皆川地区財産区から移管されました市有山林の管理費であります。

次の旧寺尾南小学校施設管理費につきましては、警備業務、消防施設点検などの施設管理委託料が主なものであります。

次の小野寺地区市有林管理費につきましては、山林管理のための委託料など、旧小野寺財産区から移管されました市有山林の管理費であります。

次の小野寺地区市有林管理基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の真名子地区市有山林管理費につきましては、真名子地区市有山林の管理業務委託料及び栗野森林組合の負担金が主なものであります。

続きまして、140、141ページをお開きください。説明欄の2行目、公共施設再編課一般経常事務費につきましては、公共施設の再編を円滑に遂行するための職員研修用講師謝礼代や施設カルテ作成時のファイル代などであります。

以上で5目財産管理費までの説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 寺内総合政策課長。
- ○総合政策課長(寺内秀行君) 続きまして、6目企画費であります。

総合政策課一般経常事務費につきましては、総合政策課の旅費、需用費等の経常経費であります。 次の観光ネットワークサイクリング事業費につきましては、県及び市町と広域的な連携による自 転車を活用した地域活性化事業実施に伴う負担金20万円及びツール・ド・とちぎ開催に伴う負担金 120万円が主なものであります。

次のふるさと応援寄附事業費につきましては、寄附者に謝意を示すとともに、本市のPRを行う ために提供する謝礼品代4,864万8,000円が主なものであります。

次の土地開発公社運営費交付金につきましては、公社が負担する固定資産税などの費用に対応する土地開発公社運営費交付金360万円であります。

次のまち・ひと・しごと創生総合戦略有識者懇談会運営事業費につきましては、総合戦略有識者

懇談会の出席者に対する報償金12万円であります。

次の出会い~住まいトータルサポート事業費につきましては、少子化対策のため実施する結婚支援イベントの委託料270万円及びとちぎ結婚支援センター登録補助金90万円が主なものであります。

次のふるさと応援基金積立金につきましては、市長おまかせ事業に指定された寄附金の積立金 4,290万円が主なものであります。

次のご当地婚姻届事業費につきましては、ご当地婚姻届ウエブサイトへの掲載委託料10万円であります。

次の地域再生協議会運営事業費につきましては、地域再生協議会の出席者に対する報償金4万 8,000円が主なものであります。

1つ飛びまして、まちの駅ネットワークおおひら運営補助金につきましては、まちの駅17施設で組織する連絡団体の運営補助金であります。

次のまちづくりスキルアップ委託費につきましては、大平地域のブドウ狩りや里山体験を紹介するホームページ、ふるさとポータルサイトの運営委託料であります。

次の太平山麓エリアの観光拠点まちづくり事業費につきましては、太平山南山麓エリアで活動する各種団体で構成したまちづくり推進会議の視察研修費等であります。

142、143ページをお開きください。岩船山クリフステージ補助金につきましては、音楽を通して 地域づくりに貢献しているNPO法人岩船山クリフステージに対する補助金であります。

1つ飛びまして、ふるさと整備事業基金積立金につきましては、当基金の預金利子を積み立てるものであります。

続きまして、7目は所管外でありますので、8目公平委員会費であります。公平委員会運営費につきましては、公平委員3名分の委員報酬15万2,000円及び全国公平委員会連合会等の負担金9万9,000円が主なものであります。

以上で公平委員会費の説明を終了いたします。

- ○委員長(針谷育造君) 塚田情報システム課長。
- ○情報システム課長(塚田 薫君) 9目交通安全対策費につきましては所管外でありますので、次のページ、144、145ページをお開きください。10目情報システム管理費につきましてご説明申し上げます。

情報端末管理費(大平)から(岩舟)まででございますが、これは各総合支所におけるプリンター用の消耗品費及び〇A機器借上料が主なものであります。

総合行政ネットワーク管理費につきましては、国と地方公共団体をつないでおりますコンピューターネットワークの回線使用料が主なものであります。

情報端末管理費(栃木)につきましては、事務用パソコン及びプリンターの〇A機器借上料及びウイルス対策のためのソフトウエア使用料が主なものであります。

コンピューターネットワーク通信費につきましては、本庁舎、総合支所及び出先施設をコンピュ ーターネットワークで接続するための回線使用料が主なものであります。

次の地域情報化事業費につきましては、市に対する各種申請をインターネットで行えるようにするための電子申請システム使用料が主なものであります。

次の財務会計システム費につきましては、財務会計システムを運用するための電算システム機器 保守委託料及び〇A機器借上料であります。

次の住民情報システム管理費につきましては、住民記録や税情報を管理いたします住民情報システムを運用するための電算システム機器保守委託料及びOA機器借上料でございます。また、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度に係るものといたしましては、システム改修委託料及びサーバーを利用するための交付金でございます。

次の内部情報系サーバ管理費につきましては、庁内の情報システムを運用するための経費でありまして、電算システム機器保守委託料、OA機器借上料及びソフトウエア使用料が主なものであります。

公共施設予約システム費につきましては、公共施設の利用予約をインターネットで行えるように するため公共施設予約システムのソフトウエア使用料が主なものであります。

情報セキュリティ強化対策事業費につきましては、情報セキュリティー対策の向上のための電算システム機器保守等委託料及び〇A機器借上料であります。

次のページ、146、147ページをお開きください。上から2行目、自治体セキュリティクラウド使用料とありますが、これは栃木県と県内全ての市町が共同で利用しておりますインターネット接続のための設備でありまして、それの使用料であります。

次の公会計システム費につきましては、複式簿記を導入しました新たな地方公会計制度の運用に 必要な公会計ソフト、これは国から提供されたものを使用しておりますが、そのシステムの保守業 務委託料が主なものであります。

以上で10目の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 荒川遊水地課長。
- ○遊水地課長(荒川 明君) 続きまして、11目渡良瀬遊水地対策費についてご説明いたします。

説明欄2事業目の藤岡遊水池会館管理費につきましては、会館の管理業務のために必要な電気料や水道料などの光熱水費163万6,000円と施設の警備保障業務などの施設管理委託料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、ハートランドイコール栃木市のイメージを定着させるために、ポスター、チラシなどを制作するための印刷製本費5万4,000円及び栃木県民の日やPR強化月間として位置づけております7月、8月の期間において、遊水地内を車で周遊しながら魅力を伝えるぐるり旅を実施するための案内業務委託料等27万4,000円が主なものであり

ます。

次の渡良瀬遊水地利活用事業費につきましては、渡良瀬遊水地のさまざまな魅力を市内外の多くの方々に周知することによりまして多くの方に遊水地を知っていただき、実際に足を運んでいただけるようにするために、毎年2月の世界湿地の日を記念して開催いたします渡良瀬遊水地講演会の事業委託料33万2,000円並びに毎年秋口に遊水地内で行われていますレジャースポーツを一堂に会したイベントであります渡良瀬遊水地フェスティバル開催時の実行委員会への負担金が主なものであります。

次の遊水地課一般経常事務費につきましては、臨時職員1名分の賃金のほか、市が管理します旧谷中村合同慰霊碑の除草業務や樹木剪定業務などの施設管理委託料25万円が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地PR事業費につきましては、幅広い年齢層の方々に本市並びに渡良瀬遊水地を知っていただくため、毎年東京の代々木公園で開催されています環境省主催のエコライフフェアにHearts姫、Watarase712のキャラクターとともに参加するための有料道路通行料や昨年度制作をいたしました渡良瀬遊水地のホームページでありますハートランドホームページの保守委託料59万2,000円が主なものであります。

以上で11目渡良瀬遊水地対策費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 中田蔵の街課長。
- ○蔵の街課長(中田芳明君) 続きまして、12目蔵の街費につきまして説明をいたします。

伝建まちづくり事業費につきましては、嘉右衛門町伝建地区まちづくり協議会への負担金10万円が主なものであります。

次の蔵の街課一般経常事務費につきましては、蔵の街課業務における消耗品費が主なものであります。

次の蔵の街まちづくり事業費につきましては、蔵の街を活かしたまちづくり研修等の業務委託料 25万円が主なものであります。

次の148、149ページをお開きください。歌麿を活かしたまちづくり事業費につきましては、歌麿 を活かしたまちづくり協議会補助金が主なものであります。

以上で12目蔵の街費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 飯島地域づくり推進課長。
- ○地域づくり推進課長(飯島正則君) 続きまして、13目地域づくり費について説明いたします。 説明欄3行目、地域おこし協力隊募集事業費につきましては、赴任に伴う住所の移転について、 距離に応じ支出する移転料が主なものであります。

1つ飛びまして、地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、講師謝金、公用車燃料費が主なものであります。

次の地域会議運営事業費(栃木中央)、地域会議運営事業費(栃木東部)、地域会議運営事業費(栃

木西部)につきましては、地域会議委員への報酬及び地域会議だよりの印刷製本費が主なものであります。

次の地域づくり応援補助金につきましては、栃木市地域づくり事業支援補助金が主なものであります。

続きまして、150、151ページをお開き願います。大平地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、藤岡地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、都賀地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、西方地域づくり推進課一般経常事務費、1つ飛びまして、岩舟地域づくり推進課一般経常事務費につきましては、事務用品等の購入代及び講師謝礼等が主なものであります。

次に、戻りまして2行目、地域会議運営事業費(大平)、1つ飛びまして、地域会議運営事業費(藤岡)、1つ飛びまして、地域会議運営事業費(都賀)、1つ飛びまして、地域会議運営事業費(西方)、1つ飛びまして、地域会議運営事業費(岩舟)につきましては、地域会議委員への報酬及び地域会議だよりの印刷製本費が主なものであります。

1つ飛びまして、子育て初めてカード配布事業費(地域会議)から153ページ、岩舟総合運動場遊具設置事業費(岩舟地域会議)につきましては、それぞれ括弧書きの地域会議からの提出された地域予算提案事業費であります。これらについては主要事務事業のため、説明は省略させていただきます。

続きまして、14目諸費について説明いたします。市政功労者表彰等事業費につきましては、市政 の発展及び市民福祉の向上などに功績のありました方々に対する表彰記念品代が主なものでありま す。

次の市民総合賠償補償保険事業費につきましては、市民等を対象とした総合的な保険でありまして、市が損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険と、市が主催する行事における事故等の補償保険に係る保険料が主なものであります。

次の市民活動推進センター管理運営費につきましては、市民活動推進の拠点として設置しております、市民活動推進センターくららの管理運営を行う指定管理者への管理運営委託料が主なものであります。

次の市民活動保険保険料は、市民活動団体の社会貢献活動を支援するため、市民活動団体の活動 中における事故等を補償する保険料であります。

次の自治会活動支援事業費につきましては、自治会に市から文書等の配布をお願いしていること などへのお礼としての報償金及び栃木市自治会連合会への補助金であります。

次の市民協働まちづくりファンド積立金につきましては、市民やふるさと納税等からの寄附金及 び利子を栃木市市民協働まちづくりファンドへ積み立てるものであります。

続きまして、154、155ページをお開き願います。説明欄3行目、とちぎソーシャルビジネスサポ

ートネットワーク推進事業費につきましては、NPO、社会的事業団体等と地域支援機関との連携 強化を図る研修会における外部講師への謝金であります。

次の市民協働ガイドライン策定事業費につきましては、市民と行政の両方が活用できる協働のあり方とルールを示し、協働の考え方を育み、協働のまちづくりを実現するためのガイドライン策定 懇談会の参加者への謝金であります。

1つ飛びまして、自衛官募集事務費につきましては、自衛隊入隊啓発用の募集クリアファイル印刷製本費が主なものであります。

次の国県支出金返還金につきましては、補助事業の精算事務を行う上で、補助金の返還が生じた 場合に返還金に充てるためのものであります。

次の市税過誤納金還付費(市民税課)につきましては、市民税等の過誤納還付を還付請求に基づき行うものであります。

次の市税過誤納金還付費(資産税課)につきましては、市内全域の固定資産税及び都市計画税の 過誤納還付を還付請求に基づき行うものであります。

以上で13目地域づくり費、14目諸費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 海老沼市民税課長。
- ○市民税課長(海老沼文明君) 続きまして、ページが少し飛びますが、158、159ページをお開きください。2項1目税務総務費につきましてご説明いたします。

説明欄2行目の市民税課一般経常事務費につきましては、地方税電子化協議会等負担金が主なものであります。

次の固定資産評価審査委員会運営費につきましては、固定資産評価審査委員 6 名分の委員報酬であります。

次に、2目賦課徴収費につきましてご説明いたします。説明欄2行目の諸税賦課事務費につきま しては、軽自動車税賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次の市民税賦課事務費につきましては、市民税賦課に係る電算処理委託料、市民税申告事務や入力事務等に係る人材派遣会社業務支援委託料、市民税賦課事務に係るOA機器借上料、給与支払報告書等の提出、法人市民税や償却資産の申告など、市税における申告等の手続をインターネットを利用して電子的に行うための電子申告支援サービス利用料及び給与支払報告書等課税資料を電子的に管理するためのイメージ管理システムサービス利用料が主なものであります。

次の税証明書コンビニ交付事業費につきましては、コンビニ交付システム利用料及び交付取扱手数料であります。

次の資産税賦課事務費につきましては、次のページになりますが、161ページ1行目になります。 固定資産税及び都市計画税の賦課事務に係る電算処理委託料、土地管理システム、家屋評価支援システム等の〇A機器の保守料、固定資産評価支援システムデータ異動委託料及び家屋評価支援シス テム用サーバー等のOA機器借上料が主なものであります。

次の固定資産評価替委託事業費につきましては、平成30年度時点修正に伴う土地鑑定手数料、平成33年度評価がえに伴う固定資産税土地評価替業務委託料及び同じく評価替えに伴う航空写真撮影業務委託料が主なものであります。

次の市税徴収事務費につきましては、収税消し込み電算処理委託料及びソフトウエア使用料が主なものであります。

次の市税等収納員設置事業費につきましては、市税等収納員2名分の報酬が主なものであります。 次の市税等コンビニ収納事業費につきましては、コンビニ収納納付書取扱手数料及びソフトウエ ア使用料が主なものであります。

次の納税コールセンター運営事業費につきましては、市税電話催告業務員2名分の報酬が主なものであります。

以上で2款2項徴税費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 田嶋選管事務局次長。
- ○選挙管理委員会事務局次長(田嶋 亘君) 次の3項は所管外であります。4項選挙費について説明いたします。

166、167ページをお開きください。1目選挙管理委員会費でありますが、右側の説明欄をごらんください。上から2つ目、選挙管理委員会運営費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬98万4,000円及び選挙管理システムのソフトウエア使用料129万6,000円が主なものであります。

次に、2目選挙啓発費でありますが、説明欄の選挙啓発費につきましては、児童生徒から募集をいたします明るい選挙啓発ポスターコンクールの表彰にかかわる報償費15万8,000円と、満18になって選挙権を取得した新有権者に送付しております選挙啓発用冊子の購入費19万7,000円が主なものであります。

次に、3目市長及び市議会議員選挙費でありますが、これは本年4月22日執行予定の栃木市長及び栃木市議会議員選挙に要する費用であります。選挙事務に従事する職員に対する時間外勤務手当等2,990万6,000円及び選挙運動費用の公費負担制度に基づき選挙運動用自動車、ポスターの作成費用及びはがきの郵送料等について公費で負担するための法定負担金5,666万8,000円が主なものであります。

次に、168、169ページをお開きください。4目県議会議員選挙費でありますが、これは平成31年4月29日に任期満了となります栃木県議会議員選挙の準備に要する費用であります。投票所の入場券約6万5,000世帯分の郵便料548万8,000円及び選挙管理委員会が設置いたします公営ポスター掲示場475カ所の設置にかかる業務委託料384万8,000円が主なものであります。

次に、170、171ページをお開きください。5目土地改良区総代選挙費でありますが、これは本年 12月16日に任期満了となります栃木市東部土地改良区総代選挙に要する費用でありまして、選挙長 及び選挙立会人に対する報酬5万9,000円が主なものであります。

以上で4項選挙費についての説明を終わります。

続きまして、5項統計調査費について説明いたします。172、173ページをお開きください。1目 統計調査総務費でありますが、右側の説明欄1つ目の統計事務費につきましては、需用費と役務費 などの経常的な事務費であります。

次に、2目基幹統計調査費でありますが、右側の説明欄1つ目の工業統計調査事業費につきましては、製造業を主とする事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等その実態を調査するもので、調査員、指導員である非常勤職員報酬139万6,000円が主なものであります。

次の学校基本調査事業費につきましては、学校教育行政に必要な学校数、学級数、在学者数等を 調査するもので、調査用の消耗品5万3,000円が主なものであります。

次の住宅・土地統計調査事業費につきましては、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得るため、 指定された調査区内の世帯を対象として住宅・土地の保有状況、世帯の居住状況等を調査するもの で、調査員、指導員である非常勤職員報酬569万5,000円が主なものであります。

次の経済センサス事業費につきましては、平成31年度実施予定の全事業所及び企業を対象に実施する経済センサス基礎調査の準備経費である消耗品3万円であります。

次の農林業センサス事業費につきましては、平成31年度実施予定の農林業を営む事業体を調査する農林業センサスの準備経費である消耗品1万円であります。

以上で5項統計調査費についての説明を終わります。

続きまして、6 項監査委員費について説明いたします。174、175ページをお開きください。1目監査委員費でありますが、右側の説明欄2つ目の監査委員運営費につきましては、監査委員2名分の報酬153万4,000円が主なものであります。

以上で6項監査委員費についての説明を終わります。

続きまして、大きく飛びまして282、283ページをお開きください。8款4項6目まちづくり事業費の右側の説明欄1つ目、歴史まちづくり事業費につきましては、主要事務事業のため説明を省略いたします。

以上で8款までの所管事業についての説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 上岡消防総務課長。
- ○消防総務課長(上岡健司君) 続きまして、9款1項1目常備消防費につきましてご説明をいたします。

290ページ、291ページをお開きください。説明欄2行目の消防総務課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品費が主なものであります。

次の消防職員研修事業費につきましては、消防学校などの会議、研修参加負担金が主なものであります。

次の消防本部管理費につきましては、消防本部の電話料及びOA機器借上料93万8,000円が主な ものであります。

次の消防本部運営費につきましては、活動服などの消耗被服費845万1,000円が主なものであります。

次の消防職員福利厚生事業費につきましては、消防本部産業医報酬28万1,000円及び予防接種委 託料17万3,000円が主なものであります。

次の防火衣一式更新事業費につきましては、防火ヘルメット、防火服上下等一式の購入費であります。

次の予防課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品及び栃木市婦人防火クラブ補助金16万円が主なものであります。

次の幼年消防クラブ育成事業費につきましては、普及啓発用消耗品及び幼児向け啓発用備品6万5,000円が主なものであります。

次の警防課一般経常事務費につきましては、携帯電話及び栃木県救急医療情報端末利用料62万7,000円が主なものであります。

次の救急救命士養成事業費につきましては、救急救命士を養成するために必要な会議や研修への参加負担金が主なものであります。

次の通信指令課一般経常事務費につきましては、事務用品等の消耗品費であります。

次の消防署共通管理費につきましては、仮眠用寝具借上料及び大型油圧救助器具の借上料が主な ものであります。

次の栃木消防署管理運営費につきましては、車両用燃料費390万8,000円、光熱水費354万円が主なものであります。

次の熱画像直視装置購入事業費につきましては、肉眼では確認できない煙の中での要救助者や火 点の検索に使用する装置の購入費用であります。

次の大平分署管理運営費から4事業下の岩舟分署管理運営費につきましては、車両燃料費、光熱 水費、通信運搬費が主なものであります。

次に、292ページ、293ページをお開きください。 9 款 1 項 2 目非常備消防費につきましてご説明をいたします。説明欄 2 行目の消防団運営費につきましては、消防団員の報酬、消防団員が災害に出動したとき及び各種訓練に出動したときの出動手当であります消防団費用弁償、消防団員が火災現場等において負傷した場合の補償及び退職報償金のための栃木県市町村総合事務組合への負担金であります消防団員公務災害補償等負担金、消防団互助会補助金及び消防自動車重量税が主なものであります。

次の消防団員装備品整備事業費につきましては、編み上げ靴購入費であります。

以上で1目常備消防費と2目非常備消防費の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 赤城警防課長。
- ○警防課長(赤城一仁君) 続きまして、294、295ページをお開きください。 9 款 1 項 3 目消防施設費についてご説明いたします。

295ページ、説明欄の消防施設維持管理費につきましては、消防団機械器具置き場の不動産賃借料及び防火水槽等の消防施設撤去工事費が主なものであります。

次の消防用機械器具購入費につきましては、消防水利標識の購入費であります。

次の消火栓設置負担金につきましては、消火栓の新設等にかかわる消火栓更新工事費負担金であります。

次の消火栓管理負担金につきましては、設置してある消火栓にかかわる消火栓維持管理費負担金であります。

296、297ページをお開きください。297ページ、説明欄上から10行目、消防基金積立金につきましては、消防庁舎や消防装備を整備するためのふるさと応援寄附金からの積立金が主なものであります。

次の機材等管理費につきましては、消防業務用資機材等の保守点検手数料、業務委託料が主なものであります。

次の消防車両等管理費につきましては、消防車両の修繕が主なものであります。

次の救急車等管理費につきましては、救急車両の修繕が主なものであります。

1つ飛びまして、消防・救急等資器材購入事業費につきましては、空気呼吸器購入費であります。 次の応急手当普及啓発活動事業費につきましては、普通救命講習会用の消耗品購入が主なものであります。

次の通信指令システム費につきましては、消防指令装置保守点検業務委託料及び消防〇A機器借 上料が主なものであります。

次の消防救急デジタル無線施設維持管理費につきましては、消防救急デジタル無線装置保守点検 業務委託料が主なものであります。

次の消防施設電源更新事業費につきましては、消防救急デジタル携帯無線バッテリー購入費が主なものであります。

続きまして、9款1項4目水防費、説明欄の水防対策事業費につきましては、水防に関する土のう袋等の購入費及び土のう等用砂の購入費であります。

以上で9款1項3目消防施設費、4目水防費の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 糸井危機管理課長。
- ○危機管理課長(糸井孝王君) 続きまして、5目災害対策費でありますが、説明欄2行目の防災事業費につきましては、同報系防災行政無線などの防災情報システム通信料、フリーワイファイの接続拠点であります防災情報ステーション通信料、防災情報システム等の保守点検業務委託料及び自

主防災組織補助金が主なものであります。

1事業飛びまして、恐れ入りますが、298ページ、299ページをお開きください。説明欄4行目の 被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、自然災害等で住宅や事業所等に被害を受けた被 災者等への復旧支援事業費補助金の項目保存のためのものであります。

次の栃木県被災者生活再建支援金支給事業費につきましては、自然災害等で住宅に著しい被害を 受けた被災者への被災者生活再建支援金の項目保存のためのものであります。

次の危機管理事業費につきましては、全国瞬時警報システム改修委託料が主なものであります。

次の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費につきましては、平時は公園として利用される緊 急避難場所の施設整備設計業務委託料であります。

次の防災図上訓練事業費につきましては、河川氾濫及び土砂災害等を想定した防災図上訓練の企 画運営業務委託料であります。

次の防災ラジオ普及事業費につきましては、市民等へ有償配布するための防災ラジオ購入費が主なものであります。

次の栃木県防災行政ネットワーク再整備工事負担金につきましては、県が市の本庁舎に設置しています防災行政ネットワーク機器の再整備工事に要する経費の負担金であります。

以上で1項消防費の説明を終わります。

続きまして、恐れ入りますが、328ページ、329ページをお開きください。10款4項4目文化財保 護費でありますが、1行目の伝建地区拠点施設整備事業費及び次の伝統的建造物群保存事業費につ きましては、主要事務事業のため説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、348ページ、349ページをお開きください。12款1項1目元金でありますが、説明欄の市債償還元金につきましては、市債の償還計画に基づき、平成30年度中に償還を予定する市債償還金の元金分であります。

続きまして、2目利子でありますが、説明欄の市債償還利子につきましては、市債の償還計画に基づき、平成30年度中に償還を予定する市債償還金の利子分であります。

次の一時借入金利子につきましては、年度内の資金繰りにおいて現金が不足する場合に、金融機関から借り入れを行う際の利子を支払うためのものであります。

次の積立基金繰替運用利子につきましては、支払資金が不足した場合に、積立基金を一時的に運用した際の利子相当分であります。

続きまして、3目公債諸費でありますが、説明欄の公債諸費につきましては、市債を繰上償還する際の手数料であります。

350ページ、351ページをお開きください。13款1項1目予備費でありますが、年度途中における不測の事態により予算に不足が生じた場合に対応するためのものであります。

以上で歳出の所管関係部分についての説明を終わります。

○委員長(針谷育造君) ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

(午前10時18分)

○委員長(針谷育造君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

○委員長(針谷育造君) 歳入の説明をお願いしたいと思います。 山野井資産税課長。

- ○資産税課長(山野井広実君) それでは、歳入の所管関係部分につきましてご説明を申し上げます。 恐れ入りますが、予算書の38、39ページをお開きください。初めに、1款1項市民税であります。
 - 1目個人につきまして、本年度予算額は77億3,394万2,000円で、前年度に比較し1億7,762万3,000円、率にして2.35%の増であります。
 - 1節現年課税分につきましては、前年度に比較し1億7,558万3,000円の増でありまして、その主な要因は、景気の回復基調による給与所得の上昇傾向などから増収を見込んだものであります。
 - 2節滞納繰越分につきましては、前年度に比較し204万円の増であります。
 - 2目法人につきまして、本年度予算額は15億2,116万2,000円で、前年度に比較し310万4,000円、 率にして0.2%の減であります。
 - 1節現年課税分につきましては、前年度に比較し256万5,000円の減でありまして、その主な要因は、景気は穏やかな回復基調が続き、製造業を中心に増収が見込まれるものの、その収益は設備投資などに費やされ、また非製造業では収益がやや減少傾向にあるため、わずかに減少するものと見込んだものであります。
 - 2節滞納繰越分につきましては、前年度に比較し53万9,000円の減であります。
 - 次に、2項固定資産税であります。1目固定資産税につきまして、本年度予算額は98億3,876万5,000円で、前年度に比較し3億2,937万1,000円、率にして3.46%の増であります。
 - 1節現年課税分につきましては、前年度に比較し3億3,159万4,000円の増でありまして、その主な要因は、土地につきましては千塚産業団地の分譲が開始されたこと、また家屋については新増築分による増額、さらに償却資産については大規模工場等における設備投資の増加が見込まれるものであります。
 - 2節滞納繰越分につきましては、前年度と比較し222万3,000円の減であります。
 - 2目国有資産等所在市町村交付金につきまして、本年度予算額は2億5,148万9,000円で、前年度に比較し678万4,000円、率にして2.63%の減でありまして、その主な要因は、交付金の大半を占めます課税客体が渡良瀬遊水地のダム施設等の償却資産であるために、年度ごとに減価していくためであります。

次に、3項軽自動車税であります。1目軽自動車税につきまして、本年度予算額は4億3,214万6,000円で、前年度に比較し1,244万5,000円、率にして2.97%の増であります。

1節現年課税分につきましては、前年度に比較し1,182万3,000円の増でありまして、その主な要因は、平成28年度に原付及び二輪車等の税率が引き上げられたこと、また平成27年4月1日以降に新車登録された軽四輪車等についても税率が引き上げられたこと、あわせて軽四輪車等について経年車重課が導入されたことなどにより増と見込んだものであります。

2節滞納繰越分につきましては、前年度と比較し62万2,000円の増であります。

40、41ページをお開きください。4項市たばこ税であります。1目市たばこ税につきまして、本年度予算額は10億4,830万6,000円で、前年度に比較し2,781万6,000円、率にして2.58%の減でありまして、その主な要因は、平成28年度より段階的に旧3級品の税率の引き上げが行われたものの、近年の健康志向の高まりから喫煙者数の減少傾向が続き、たばこの売り渡し本数が減少していることから、減と見込んだものであります。

次に、5項鉱産税であります。1目鉱産税につきまして、本年度予算額は290万9,000円で、前年度に比較し2万2,000円、率にして0.76%の増であります。

2節滞納繰越分につきましては、前年度と比較し増減はありません。

次に、6項特別土地保有税であります。1節滞納繰越分につきましては、前年度と比較し増減は ありません。

次に、7項入湯税であります。1目入湯税につきまして、本年度予算額は1,245万3,000円で、前年度に比較し5万3,000円、率にして0.43%の増であります。

次に、8項都市計画税であります。1目都市計画税につきまして、本年度予算額は7億5,378万2.000円で、前年度に比較し2.481万4.000円、率にして3.4%の増であります。

1節現年課税分につきましては、前年度に比較し2,683万1,000円の増でありまして、その主な要因は、岩舟地域の税率が0.15%から0.2%に引き上げられることにより増加すると見込んだものであります。

42、43ページをお開きください。2節滞納繰越分につきましては、前年度に比較し201万7,000円の減であります。

以上で1款市税の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(針谷育造君) 野中収税課長。
- ○収税課長(野中 守君) それでは、続きまして2款1項1目1節地方揮発油譲与税につきましては、国税であります揮発油税とあわせて課税されます地方揮発油譲与税の42%相当額が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるというものであります。

次の2款2項1目1節自動車重量譲与税につきましては、国税であります自動車重量譲与税の1,000分の407に相当する額が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の2款3項1目1節地方道路譲与税につきましては、項目保存であります。

次の3款1項1目1節利子割交付金につきましては、県民税として利子等に課税され納付された 利子割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるというものであります。

44、45ページをお開きください。4款 1 項 1 目 1 節配当割交付金につきましては、県民税として上場株式等の配当に課税され納付された配当割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるというものであります。

次の5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税として株式等の譲渡に係る所得に対し課税され納付された株式等譲渡所得割収入額の59.4%が個人県民税の額により案分され交付されるというものであります。

次の6款1項1目1節、説明欄の1行目、地方消費税交付金につきましては、消費税の税率引き上げ前の5%のうち1%が地方消費税となり、その2分の1に相当する額が人口や従業者数に応じて市町村に交付されるものであります。

2行目、地方消費税交付金(社会保障財源化分)につきましては、税率引き上げ分の3%のうち 0.7%が社会保障施策の財源分として、その2分の1に相当する額が人口に応じて市町村に交付さ れるものであります。

次の7款1項1目1節ゴルフ場利用税交付金につきましては、県が徴収しますゴルフ場利用税の うち10分の7に相当する額がゴルフ場の所在市町村に交付されるものであります。

46、47ページをお開きください。8款1項1目1節自動車取得税交付金につきましては、県が徴収します自動車取得税のうち66.5%が市町村の道路の延長と面積に応じて交付されるものであります。

次の9款1項1目1節地方特例交付金につきましては、住宅ローン減税の実施に伴う減収補填を 目的に交付されるものであります。

次の10款1項1目1節、説明欄の1行目、普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準 財政収入額を差し引いた差額が交付されるもので、平成27年度から始まった合併特例措置の縮減や 地方財政計画とこれまでの交付状況を勘案し算定したものであります。

2行目の特別交付税につきましては、画一的な算定の普通交付税では反映されない特別な事情が 考慮され交付されるものであります。

次の11款1項1目1節交通安全対策特別交付金につきましては、市町村の交通安全施設整備を目的に、道路交通法による反則金を原資として交付されるもので、交通事故の発生件数、人口集中地区人口及び改良済みの道路延長などに応じて交付されるものであります。

48、49ページをお開きください。12款1項1目総務費負担金、1節選挙費負担金であります。説明欄の土地改良区総代選挙費負担金につきましては、栃木市東部土地改良区の総代選挙に要する経費を当該土地改良区から負担金として納入いただくものであります。

続きまして、2つ飛んでいただきまして、12款1項4目1節消防費負担金であります。説明欄の 東北道・北関東道救急業務負担金につきましては、消防本部が管轄します高速道路上での救急業務 に係る経費について、東日本高速道路株式会社から支払われる負担金であります。

以上で歳入2款から12款までの所管部分の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 茂呂大平地域づくり推進課長。
- ○大平地域づくり推進課長(茂呂浩司君) 続きまして、13款使用料及び手数料につきまして、所管部分のご説明を申し上げます。

50、51ページをお開きください。1目総務使用料、説明欄の1行目、藤岡遊水池会館使用料につきましては、会館2階にあります大会議室の利用料であります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド城使用料につきましては、2階研修室の利用料であります。

次の市民活動推進センター敷地使用料につきましては、敷地内にNTTが設置した電柱の使用料であります。

次の職員駐車場使用料(栃木)につきましては、本庁舎に勤務する職員の通勤用自動車の駐車場 42台分の使用料であります。

次の天幕使用料につきましては、貸し出し用テントの使用料であります。

次の庁舎等使用料につきましては、所管施設内に設置してあります電柱、電話柱、ATM機等の 行政財産使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料(大平地域づくり推進課)につきましては、電柱、電話柱及び大平総合支所 仮駐車場の行政財産使用料が主なものであります。

次の職員駐車場使用料(大平)につきましては、大平総合支所に勤務する職員の通勤用自動車の 駐車場25台分の使用料であります。

次の行政財産使用料(藤岡)及び(都賀地域づくり推進課)につきましては、電柱等の行政財産 使用料が主なものであります。

次の行政財産使用料(西方地域づくり推進課)につきましては、電柱及びATM機等の行政財産 使用料が主なものであります。

次の金崎有料駐車場使用料につきましては、全40区画中のうち、実績等を勘案した12区画分の駐車場使用料であります。

次の職員駐車場使用料(西方)につきましては、西方総合支所に勤務する職員の通勤用自動車の 駐車場22台分の使用料であります。

2事業飛びまして、行政財産使用料(岩舟地域づくり推進課)につきましては、電柱等の行政財産使用料が主なものであります。

続きまして、56、57ページをお開きください。中ほどの8目消防使用料、説明欄の消防施設敷地 使用料につきましては、消防団の器具置き場及び防火水槽の敷地に設置されている電柱等の敷地使 用料が主なものであります。

次の行政財産使用料(消防総務課)につきましては、消防本部、消防署各分署内に設置してある 自動販売機の電気料が主なものであります。

続きまして、62、63ページをお開きください。下段部分の13款2項1目総務手数料の説明欄の1 行目、認可地縁団体証明手数料につきましては、認可地縁団体を受けたことの証明書や印鑑登録証 明書の発行に係る手数料であります。

次の2節徴税手数料でございますが、説明欄1行目の証明手数料(栃木)及び公簿交付手数料(栃木)から、次のページの諸証明手数料(岩舟)及び公簿閲覧手数料(岩舟)までにつきましては、所得証明等の税務関係証明書の交付手数料及び固定資産課税台帳等の税務関係公簿の写しに関する交付手数料であります。

戻りまして、63ページ、徴税手数料、説明欄3行目の市税督促手数料につきましては、滞納市税 に対する督促手数料であります。

続きまして、68、69ページをお開きください。下側の7目消防手数料、説明欄の危険物施設設置 許可等手数料につきましては、ガソリンや石油を取り扱うための危険物施設の設置許可及びこれら 施設の変更許可の手数料であります。

次の防火管理講習会修了証明等手数料につきましては、講習会修了証明申請手数料であります。 以上で13款使用料及び手数料の説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 山市藤岡地域づくり推進課長。
- ○藤岡地域づくり推進課長(山市 進君) 続きまして、72ページ、73ページをお開きください。14款 国庫支出金からの所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

14款2項1目1節、説明欄1行目の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、少子化対策の一環として実施する結婚支援事業に対する交付金であります。

次の地方創生推進交付金につきましては、平成30年度地方創生のソフト事業として本市が実施する中小企業、小規模企業の総合支援プロジェクト、「とちぎ江戸料理」を活用した観光まちづくりと誘客プロジェクト及び歌麿の愛したまち「とちぎ」新たな魅力創造プロジェクトに対する交付金であります。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度 に対応するため、市が行いますコンピューターシステムの改修の経費に対する国からの補助金であ ります。

次に、80ページ、81ページをお開きください。14款2項5目1節、説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金につきましては、高規格救急自動車購入事業に伴う緊急消防援助隊登録に係る国からの補助金であります。

次に、14款2項6目4節、説明欄1行目の伝統的建造物群基盤強化事業費補助金につきましては、

伝統的建造物群保存事業に対する国からの補助金であります。

次の文化財建造物等活用地域活性化事業補助金につきましては、伝統的建造物の保存公開するために整備する見世蔵1棟、土蔵2棟、木造住宅1棟に対しての補助金であります。

次に、82ページ、83ページをお開きください。14款3項1目1節、説明欄の自衛官募集事務費委託金につきましては、自衛隊法の規定により地方公共団体が事務処理をすることになっている自衛官の募集事務に係る経費として国からの委託金であります。

次に、86ページ、87ページをお開きください。15款2項1目1節、説明欄1行目のわがまち未来 創造事業交付金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業、渡良瀬遊水地フェスティバル開 催事業、高校生まちなか活性化事業、栃木市版地域包括ケアシステム推進事業、自転車を活用した 地域活性化事業、日光例幣使街道を活用した街道ツーリズム、広域連携による観光振興事業、渡良 瀬バルーンレース開催事業の市負担金に対する県からの交付金であります。

次の自主防災組織強化推進事業補助金につきましては、災害に強い地域づくりを促進するため、自治会等を単位とした自主防災組織の育成等にかかわる経費に対する県からの補助金であります。

次の市町村総合交付金につきましては、少額な県補助金が一括して交付されるもので、権限移譲 に関する事務、民生児童委員の費用弁償交付事務など18項目に対する交付金であります。

1 行飛びまして、在外選挙人名簿登録事務交付金につきましては、在外選挙人名簿登録事務に係る経費に対する県からの交付金であります。

次に、94ページ、95ページをお開きください。15款2項6目1節、説明欄の地域防災力強化推進 事業補助金につきましては、消防団員確保対策に係る県からの補助金であります。

次に、7目4節、説明欄1行目の文化財保存事業費補助金につきましては、伝統的建造物群保存 事業に対する県からの補助金であります。

次に、96ページ、97ページをお開きください。15款3項1目1節、説明欄の県税徴収委託金につきましては、県にかわり県民税を徴収する業務に対しての委託金であります。

次に、3節、説明欄の県議会議員選挙委託金につきましては、平成31年4月29日任期満了に伴う 栃木県議会議員選挙に係る県からの委託金であります。

次に、4節、説明欄1行目の統計調査員確保対策事業委託金につきましては、国が県を通じて委託する統計調査員確保対策事業に係る委託金であります。

次の経済センサス委託金につきましては、平成31年6月に実施予定の経済センサス基礎調査に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の工業統計調査委託金につきましては、平成30年6月に実施予定の工業統計調査に必要な経費 として交付される市町村交付金であります。

次の農林業センサス委託金につきましては、平成32年2月に実施予定の農林業センサスに必要な 経費として交付される市町村交付金であります。 次の住宅・土地統計調査委託金につきましては、平成30年10月に実施予定の住宅・土地統計調査 に必要な経費として交付される市町村交付金であります。

次の学校基本調査委託金につきましては、平成30年5月に実施予定の学校基本調査に必要な経費 として交付される市町村交付金であります。

以上で14款2項1目総務費国庫補助金から15款3項1目総務費委託金までの説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 佐藤都賀地域づくり推進課長。
- ○都賀地域づくり推進課長(佐藤真治君) 16款財産収入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

1項1目1節土地建物貸付収入の右側説明欄をごらんください。説明欄1行目の市有登録有形文 化財貸付収入につきましては、就業、創業支援や市民交流事業を行う事業者との賃貸借契約に基づ く賃料収入であります。

次の藤岡遊水池会館貸付収入につきましては、一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興 財団の事務室賃貸借料が主なものであります。

次の渡良瀬遊水地ハートランド城貸付収入につきましては、ハートランド城内に設置します自動 販売機2台の設置使用料であります。

次の市民活動推進センター自動販売機設置収入につきましては、とちぎ市民活動推進センターに設置する自動販売機の貸付収入であります。

次に、98、99ページをお開きください。説明欄1行目の市有土地貸付収入につきましては、東京都内の市有土地17件及び市内全地域の市有地貸付収入であります。

次の市有建物貸付収入(栃木)につきましては、山本有三生家、山本有三記念館及び万町地内旧 教育委員会建物の貸付収入であります。

次の庁舎土地建物貸付収入につきましては、商業施設貸付収入及び光熱水費等使用料が主なものであります。

次に、100ページ、101ページをお開きください。説明欄3行目の市有建物貸付収入(大平)と、6行飛びまして、市有建物貸付収入(藤岡)と、5行飛びまして、市有建物貸付収入(都賀)と、恐れ入ります、6行飛びまして、市有建物貸付収入(西方)と、3行飛びまして、市有建物貸付収入(岩舟)につきましては、各総合支所庁内の自動販売機設置貸付料が主なものであります。

次に、102、103ページをお開きください。続きまして、2目1節利子及び配当金の右側説明欄1行目のふるさと応援基金利子と、次の土地開発基金利子と、次のマスコットキャラクター応援基金利子と、次の市民協働まちづくりファンド利子につきましては、それぞれ運用による利子を見込んだものであります。

次の株式配当金(情報システム課)につきましては、ケーブルテレビ株式会社の株式配当金であります。

次の大澤基金利子と、次の庁舎建物基金利子と、次の土地総合調整基金利子につきましては、それぞれ該当基金の預金等による利子であります。

次の株式配当金(管財課)につきましては、京浜急行電鉄株式会社の株券1,094株の株式配当金であります。

次の皆川地区振興基金利子と、次の財政調整基金利子と、次の減債基金利子と、次のふるさと整備事業基金利子までの基金利子につきましては、各基金に対する預金利子をそれぞれ見込んだものであります。

次の104、105ページをお開き願います。説明欄2行目、消防基金利子と、4行下の小野寺地区市 有林管理基金利子につきましては、それぞれ該当基金の預金等による利子であります。

次の2項1目1節土地売払収入につきましては、右側の説明欄をごらんください。1行目の市有 土地売払収入につきましては、未利用地の売払収入や用途廃止をいたしました法定外の公共物の売 払収入であります。

次の2節建物売払収入、その次の3節その他の不動産売払収入につきましては、項目保存であります。

次に、2目1節物品売払収入の説明欄1行目の不用品売払収入につきましては、不用となった公 用車のオークションによる売払収入であります。

次の分収林売払収入につきましては、西方真名子地区県行分収造林売り払いに伴う県からの交付金による収入であります。

以上で16款財産収入の所管関係部分を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 田口西方地域づくり推進課長。
- ○西方地域づくり推進課長(田口幸雄君) 続きまして、17款1項1目1節一般寄附金につきましては、項目保存でございます。

次に、2目1節総務管理費寄附金でありますが、説明欄のふるさと応援寄附金につきましては、 ふるさと応援寄附金として受け入れる寄附金を見込んだものでございます。

次のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、マスコットキャラクターへの応援寄附金を見込んだものでございます。

次の市民協働まちづくり寄附金につきましては、栃木市市民協働まちづくりファンドへの寄附金 を見込んだものでございます。

106、107ページをお開きください。5目1節消防施設費寄附金につきましては、栃木市消防基金への寄附金でございます。

続きまして、18款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、平成30年度予算の財源として、年度間の財源の調整機能を有する当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、2目1節減債基金繰入金でありますが、平成25年度に借り入れた市庁舎整備事業に係る市

債について、償還利子を圧縮するため借り入れ期間の圧縮などを行っていることから、通常償還との差額分を繰り入れるもの、また過去に地方税の減収補填のために借り入れた市債の償還財源に充てるため、当基金から繰り入れを行うものであります。

108、109ページをお開きください。3目1節市民協働まちづくりファンド繰入金につきましては、 栃木市市民協働まちづくりファンドから市民活動推進事業費へ充当するための繰入金であります。

次に、6目1節ふるさと整備事業基金繰入金につきましては、西方ふれあいパーク花の滝整備事業費及び岩舟総合運動場遊具設置事業費に充てるため、当基金から繰り入れを行うものであります。

次の7目1節皆川地区振興基金繰入金につきましては、皆川地区内の市有林の保全に必要な財源 として、当基金から繰り入れを行うものであります。

次に、11目1節小野寺地区市有林管理基金繰入金につきましては、小野寺地区の市有林の保全に 必要な財源として、当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、13目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、マスコットキャラクター活用事業費に充てるため、当基金から繰り入れを行うものでございます。

次の14目1節土地総合調整基金繰入金につきましては、土地開発公社運営費交付金の財源として、 当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、17目1節ふるさと応援基金繰入金につきましては、歌麿を活かしたまちづくり事業費及び 体験就農事業費の財源として、当基金から繰り入れを行うものでございます。

110、111ページをお開きください。19目1節庁舎建設基金繰入金につきましては、本庁舎エスカレーターリニューアル工事費の財源として、当基金から繰り入れを行うものでございます。

次に、21目1節大澤基金繰入金につきましては、北部健康福祉センター建設事業及び小学校洋式 トイレ改修事業並びに赤麻小学校屋内運動場改修事業の財源として、当基金から繰り入れるもので ございます。

続きまして、18款3項1目1節小野寺財産区繰入金につきましては、小野寺ふれあい水辺の広場維持管理の財源として、当財産区から繰り入れをするものでございます。

続きまして、19款1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。

以上で19款までの説明となります。

- ○委員長(針谷育造君) 岩﨑岩舟地域づくり推進課長。
- 〇岩舟地域づくり推進課長(岩崎 充君) 続きまして、20款諸収入のご説明を申し上げます。

112、113ページをお開きください。1項1目1節延滞金につきましては、滞納市税に対する延滞金であります。

次の2項1目1節預金利子につきましては、一般会計の普通預金の利子分を歳入として見込んだ ものであります。 114、115ページをお開きください。5項雑入の1目1節滞納処分費につきましては、不動産の公売に伴う不動産鑑定料など、いわゆる滞納処分費を公売代金より受け入れるものであります。

次に、1つ飛びまして、3目1節過年度収入につきましては、項目保存であります。

次に、4目2節雑入の説明欄1行目、県民手帳協力報償金等につきましては、県民手帳協力報償金や友好親善都市である北海道滝川市のたきかわ菜の花まつり出展による物品販売料を見込んだものであります。

次の中学生海外派遣事業負担金等につきましては、中学生海外派遣事業の派遣者30名分の負担金 を見込んだものであります。

次の市長交際費資金前渡利子等につきましては、市長交際費資金前渡利子であります。

次の広報とちぎ広告掲載料等につきましては、広報とちぎ広告掲載料590万6,000円及びとち介が パリのジャパンエキスポに参加する際の補助金90万円が主なものであります。

次のハートランド絵本有償提供料等につきましては、お子さん向けに制作した絵本の提供料であります。

116、117ページをお開きください。説明欄の1行目、市民総合賠償補償保険金等につきましては、 市が損害賠償責任を負った際の保険会社からの保険金及び市が主催する行事における事故等の補償 を支払った際の保険会社からの保険金であります。

次の公文書複写料等につきましては、情報公開請求等に伴う公文書複写料及び栃木市自治会連合 会からの文書複写料であります。

次の保険事務手数料等につきましては、職員が加入しております各種保険の事務取り扱いに係る 手数料及び旧栃木市職員厚生会が職員に対して行った貸し付けに係る返還金が主なものでありま す。

次の雇用保険料につきましては、雇用保険に加入する再任用職員、臨時職員及び非常勤職員の保 険料であります。

次の派遣職員給与等負担金につきましては、宇都宮西中核工業団地事務組合への派遣嘱託員及び 栃木県への相互交流派遣職員の人件費として、派遣先から納入される負担金であります。

次の防災ラジオ販売収入等につきましては、市民への防災ラジオの普及促進を図るため、受注生 産式の防災ラジオを市が購入し、購入希望者に市が販売することによる販売収入が主なものであり ます。

次の公衆電話使用料等につきましては、庁舎ロビー等に設置されている公衆電話の使用料等であります。

次の栃木県市町村振興協会市町村交付金等につきましては、市町村振興宝くじ、ハロウィンジャンボ宝くじの収益金が栃木県市町村振興協会から交付されるものであります。

次のナンバー弁償金等につきましては、市からの貸与ナンバーの紛失等に係る弁償金で、1件に

つき200円であります。

次の課税資料提出手数料等につきましては、税務署が相続税路線価を算定する際の資料として、 市が税務署に提出する精通者意見価格調書等に対する手数料であります。

118、119ページをお開きください。説明欄の上から9行目、タブレット端末自己負担金等につきましては、議会において使用するタブレット端末の月額通信料のうち、議員の皆様が負担される分と政務活動費から負担する分として、それぞれ6分の1を計上したものであります。

120、121ページをお開きください。説明欄の上から10行目、消防団員福祉共済事務費等につきましては、消防団育成に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金及び栃木県消防防災航空隊への職員派遣に係る栃木県消防防災へリコプター運航調整交付金が主なものであります。

次の電話使用料等につきましては、大平車両センターのシルバー人材センター大平連絡所の水道 料収入が主なものであります。

1つ飛びまして、職員駐車場利用料等(藤岡地域づくり推進課)と、さらに2つ飛びまして、職員駐車場利用料等(都賀地域づくり推進課)につきましては、藤岡総合支所及び都賀総合支所職員の駐車場利用料が主なものであります。

最後に、説明欄の下から2行目、宮の下簡易郵便局取扱手数料等につきましては、宮の下簡易郵便局で取り扱う郵便や貯金などの業務に対する日本郵便からの取扱手数料であります。

以上で20款諸収入についての説明を終わります。

- ○委員長(針谷育造君) 出井会計課長。
- ○会計課長(出井 均君) 次に、21款市債についてご説明いたします。予算書とあわせまして、お 手元のタブレットをご用意いただきたいと。

この中で平成30年度一般会計予算21款市債一覧表という資料を今回ご提供しましたので、ごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

市債につきましては、説明欄に記載の種類ごとに細かく分類されておりますが、今回起債を充当する事業などをまとめた資料を作成し、今ごらんになっているタブレットのほうに議員の皆様にご提供させていただきましたので、個々の説明は今回省略しまして、総額のみの説明とさせていただきます。

予算書の124、125ページをお開きください。21款市債の予算総額は、一番下の行の合計欄のとおり、65億8、170万円となっております。

以上で平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分についての説明を終了いたします。ありがとうございました。

○委員長(針谷育造君) 以上で平成30年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

なお、繰り返しになりますが、本件につきましては、3月1日開催の常任委員会において審査願

うことになりますので、本日は聞きおく程度といたします。

◎閉会の宣告

○委員長(針谷育造君) これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。 大変ご苦労さまでした。

(午前11時26分)